

## 平成 24 年度事業報告

平成 24 年度は、東日本大震災からほぼ 2 年が経過するが、依然として完全復興には至っていない状況が続いた。国内製塩企業では大震災以降、1 工場の供給不足分を残し 5 工場が増産に努め、現在に至っている。このような未曾有の厳しい状況を何とか乗り切ることができたのは、国内製塩業界の努力のみならず、塩元売業界・輸送業界他、塩事業に関係する人々のご協力とご努力の賜物であると認識している。

平成 24 年度も年間を通して国産塩安定供給のための需給バランス作業を続けてきた結果、現在では需給は概ねバランスしつつあるが、不安定要因はまだあり、楽観視できる状況ではない。

塩の販売については、家庭用・食品工業用への需要の減少傾向は続いてはいるが、会員各社が販売している生活用塩については、1 工場が操業していないことなどからほぼ横ばいとなった。また、東日本大震災による需要減少も依然として回復しておらず、国産塩から輸入塩へのシフト・融冰雪用への供給停止などにより、通期では 93 万トン程度という大幅な減少となった。

税制改正要望については、イオン交換膜製塩法（以下、膜濃縮せんごう法）による製塩のために使用される輸入石炭については、現行の石油石炭税に上乗せ予定の税率について、免税措置が受けられるよう政府に強力に働きかけた結果、免税措置を認められるという成果を得ることができた。

公益法人制度改革については、平成 24 年 3 月 27 日付で一般社団法人として認可を受け、4 月 1 日から一般社団法人日本塩工業会としてスタートした。

輸入石炭価格については、欧州の景気低迷等により、中国など新興国の高度成長が小休止していることから高止まりながらも安定しているが、中国新政権の国内政策や昨今の円安傾向を勘案すれば再び上昇に転ずる恐れは十二分にあり、国内製塩の安定操業、事業継続が危惧される状況に変わりはない。

T P P（環太平洋経済連携協定）交渉参加問題については、国論を二分する形で膠着状態が続いていたが、政権復帰から間もない自由民主党の安倍内閣総理大臣が、「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」として、年度末に至り交渉参加を正式に表明し、関係国間の交渉が開始されることとなった。

塩の安全・安心への取り組みについては、H A C C P、I S O 22000 の考え方を取り入れ、食品衛生法の趣旨・原則に基づいて定めた「食用塩の安全衛生ガイドライン」に、食品防衛及び A I B 国際検査統合基準の考え方を新たに導入し、6 年振りの改定版を完成させた。

このほか、外部セミナーへの参加、ホームページ等の改定、電話対応を通じて「塩の正しい情報」の普及に努めた。

このような状況の中で、過去 5 年間で費やしイオン交換膜の高性能化に向けて取り組んだ次世代膜開発事業について、その本格的工業化の準備が進められている。